

地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

1 目的

本地域でのモデル調査は平成 19～20 年度に実施するものであるが、地域における漂流・漂着ゴミ対策を効果的に実施していくためには、海岸管理者、県、市町村、地域住民等の関係者が連携して海岸清掃やゴミの発生抑制を進めていくことが重要である。そこで、本調査の結果等を踏まえ、地域の実情に応じた役割分担等を明確にし、関係者の相互協力が可能な漂流・漂着ゴミ対策のあり方について検討する。

2 目標

今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方として、本検討会では主に漂着ゴミの清掃体制と発生抑制の 2 点について検討を進める。清掃体制については、継続的かつ円滑に清掃が実施できる体制の整備に向けて、現在の課題を整理し、その解決に向けた方策を検討する。発生抑制については、長期的な視点も含め、地区レベル、流域レベルなど、スケールに応じた発生源対策について検討する。

3 スケジュール

本検討会における議論は以下のスケジュールに従って進める予定である。

第 4 回検討会(本会)：アウトプットのイメージ・スケジュールの共有。現状の取組の整理。
報告書骨子案についての議論。

第 5 回検討会(11 月頃)：課題の整理。課題解決に向けた方策の検討。報告書案についての
議論。

第 6 回検討会(2009 年 2 月頃)：報告書の作成。

4 報告書の骨子案

本検討会における議論は、最終的に三重県地域検討会報告書として取りまとめる。同報告書の骨子(案)を表 1に示す。

表 1 三重県地域検討会報告書の骨子(案)

<p>漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査 三重県地域検討会報告書骨子(案)</p>
<p>第 章 三重県鳥羽市地域における調査の概要</p> <ol style="list-style-type: none">1. 調査の目的2. 概況調査3. クリーンアップ調査4. フォローアップ調査5. その他の調査6. 検討会の実施
<p>第 章 三重県鳥羽市地域の漂流・漂着ゴミに関する技術的知見</p> <ol style="list-style-type: none">1. 三重県鳥羽市地域における漂着ゴミの量及び質について2. 三重県鳥羽市地域における主要な漂着ゴミの発生源の推定について3. 三重県鳥羽市における効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法について4. その他
<p>第 章 三重県鳥羽市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方</p> <ol style="list-style-type: none">1. 三重県鳥羽市地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題<ol style="list-style-type: none">(1) 海岸清掃の体制(2) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策2. 三重県鳥羽市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性<ol style="list-style-type: none">(1) 相互協力が可能な体制作りにについて(2) 海岸清掃の体制(3) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策(4) その他

5 各主体の役割分担

漂流・漂着ゴミ対策のあり方を検討するためのたたき台として、関係機関・団体毎に現在想定される一般的な役割分担を図 1に示す。

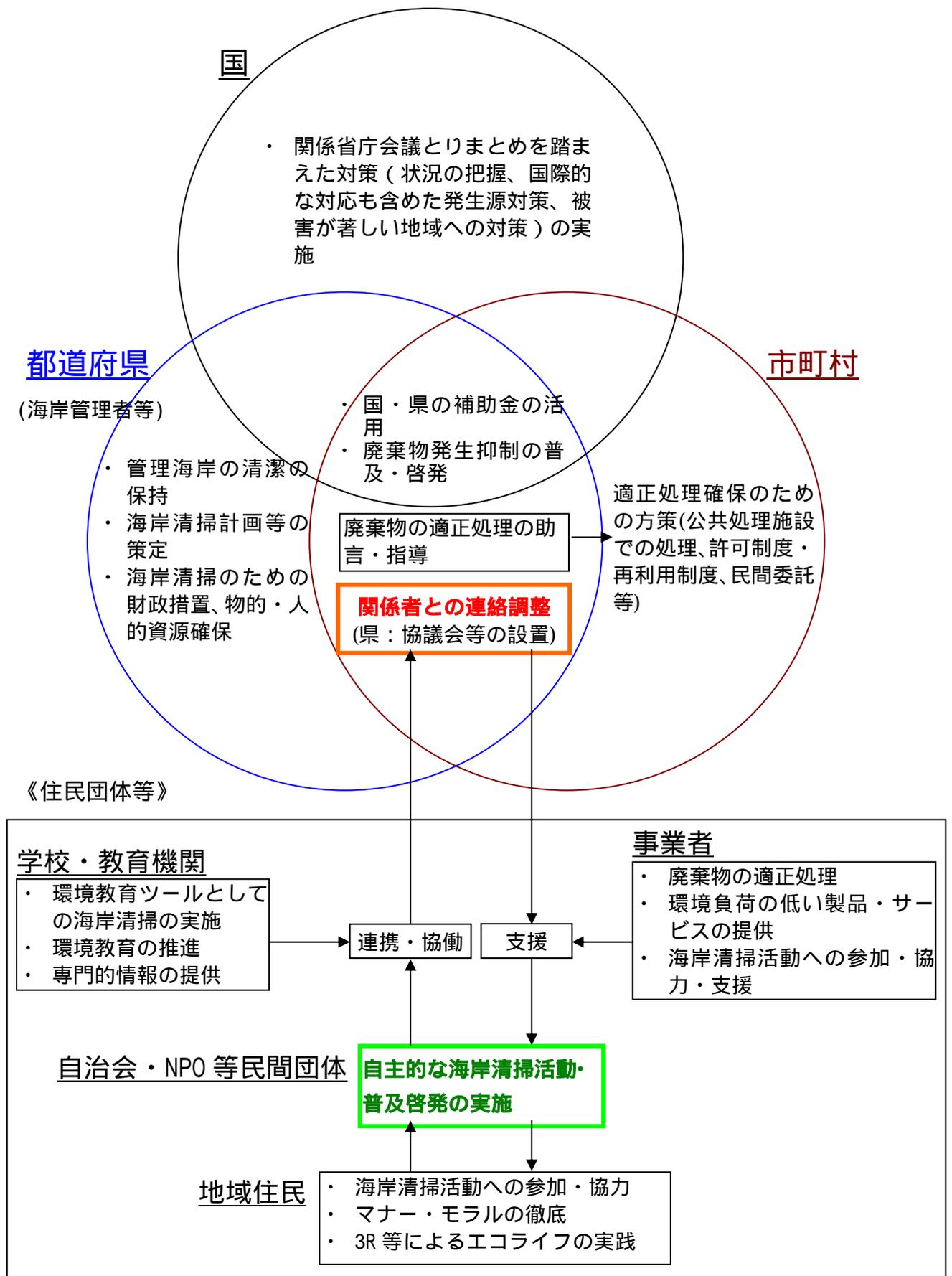


図 1 関係機関・団体の役割分担(案)

6 清掃活動の現状と課題

本調査を通じて明らかとなった三重県鳥羽市答志島における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 2 に示す。【奈佐の浜】は伊勢志摩国立公園内の農地海岸である。きれいな伊勢志摩づくり連絡会議と鳥羽磯部漁協桃取町支所所属の海苔漁業者が中心となり、行政（鳥羽市など）協力のもとで漂着ゴミ回収が不定期に行われてきたが、その努力がゴミの漂着量に追いつかないのが現状で、海岸の清潔さ維持は困難となっている。また、過去に当該地域を幾度となく流木を主体としたゴミの大量漂着が発生している。ボランティア活動によって回収されたペットボトルやカキ養殖パイプ、ライターなどの小型の漂着ゴミに関しては、鳥羽市が運搬、処分を実施してきた。また流木は基本的に鳥羽市答志島清掃センターで焼却処分が可能だが、大型の流木に関しては、切断処理、搬出に苦労している。予算等の限界もあり、次々と浜へ加入する漂着ゴミすべてを鳥羽市が負担することは困難である。ボランティア清掃の活動条件も良好とはいえない。参加者は【奈佐の浜】までの交通機関がないため、徒歩移動に片道 1 時間程度を要している。また徒歩経路となる県道は坂道が多く、見通しの悪い箇所も多い。医療機関との距離もあり、事故発生などに対する医療活動に不安がないとはいえない。効率的な清掃活動には、行政側のゴミの処分費用などの直接的な支援以外に、上記の活動条件の障害に対する支援を強化する必要がある。

表 2 漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢志摩づくり連絡会議を中心に、鳥羽市、三重県の協力のもと清掃活動の実績がある。 三重県が予算措置をして、鳥羽市が漁業被害対策として、【奈佐の浜】の流木回収を定期的に行っている。回収作業は鳥羽磯部漁協桃取町支所の海苔漁業者が中心となり、市内の土木業者も、回収、切断等の作業を請け負っている。 大雨、台風などによる流木の大量漂着は、補助金制度などを活用して行政主導で鳥羽磯部漁協所属の漁業者による回収が行われた。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 漂着ゴミの加入量が通年にわたり多いため、不定期あるいは年数回の清掃活動による海岸の清潔維持は困難である。 【奈佐の浜】のほかに、船以外では到達不可能な場所に漂着ゴミがみられる。 港から浜への移動手段となる交通機関がなく、往復 2 時間程度の徒歩移動を強いられる。 大型流木などの重量物の搬出は、島外からの重機の手配が必要不可欠で、費用負担が困難である。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> 鳥羽市が職員を派遣し収集、運搬にあたった（災害時を除く）。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 船による、島外搬出費用が鳥羽市の費用負担となっている。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ゴミは鳥羽市答志島清掃センターで処分可能である。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ゴミ以外は産業廃棄物として処分しており、鳥羽市の費用負担となっている。

7 漂流・漂着ゴミに関連する補助金について

大量にゴミが漂着した場合の清掃活動に関する国の補助金制度としては、以下のものがある。

- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省、資料 1）
- ・ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省・国土交通省、資料 2）

資料 1 に示した災害等廃棄物処理事業補助金は、災害起因の海岸保全区域外の漂着ゴミの収集・運搬・処分費の 1/2 を補助するものである。また、災害起因でない場合には、海岸保全区域外の漂着ゴミの処理量が 150m³ 以上の場合に対象となる。

資料 2 の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業は、海岸保全区域を対象とした補助制度である。平成 19 年度に対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量(1,000m³ 以上)を漂着量の「70%」から「100%」に拡充されている。

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 <p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物 災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)</p>	 <p>海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)</p>
補助先	市町村(一部事務組合含む)	
要件	指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上 降雨:最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの 高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	
補助率	1 / 2	

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

1. 目的

海岸保全施設の機能障害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図ることを目的とする。

2. 内容

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。

